

収穫調査測量業務に係る競争入札実施要領

令和 7 年 5 月 15 日県有第 197 号 制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山梨県が発注する収穫調査測量業務に係る競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

(契約方式)

第 2 条 収穫調査測量業務は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）に関わらず、全て一般競争入札により実施するものとする。

(入札参加資格)

第 3 条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 30 年山梨県告示第 304 号）三の 1 のイの資格認定を既に受けている者のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品等に係る入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示第 67 号）（以下「物品等競争入札参加資格」という。）に定める資格審査を受け、森林整備に係る競争入札参加資格を有すると認められた者のうち、木材買入れの資格を有していない者であること。
- (2) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士のうち、総合技術監理部門における森林・林業・林産若しくは森林部門における林業・林産の資格、又は一般社団法人日本森林技術協会の資格認定・登録制度に基づく林業技士のうち、林業経営部門及び森林評価部門の資格のいずれかを有する者が在籍していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 山梨県内に本店を有すること。
- (6) 森林整備事業指名業者選定要綱（平成 13 年 3 月 2 日付け県有 4 第 2 - 15 号）に規定する雇用管理等状況調書の提出があった者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月19日付け土総第1291号）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (8) 公告の日以降に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (10) 電子認証（ICカード）を取得している者であること。
- (11) その他契約担当者が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

（一般競争入札公告）

第4条 契約担当者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、必要な事項を公告するものとする。

- 2 入札公告は、山梨県公共事業ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の「情報公開サービス」中、「入札公告」に掲載する。

（一般競争入札参加資格申請等）

第5条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望業者から所定の期限までに入札参加資格確認申請及び入札参加資格確認資料等の提出を電子入札システムにより求めることとし、その旨を公告において明らかにする。

（一般競争入札参加資格の確認）

第6条 一般競争入札参加資格の確認は、開札後において実施する。ただし、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、上位3者のみを確認するものとする。

- 2 確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者には、ポータルサイトの「情報公開サービス」中、「入札結果」にその理由を付して公開する。

（苦情申し立て）

第7条 森林整備業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領（平成25年3月22日付け森環総第2522号）に定める各規定を

準用し、契約担当者に対して詳細な説明を求めることができるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第108条によるものとし、同規則第108条の2に該当する者はこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第109条によるものとし、同規則第109条の2に該当する者はこれを免除するものとする。

(一般競争入札の無効)

第9条 公告に掲げた入札参加資格を有しない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札、入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(契約の確定)

第10条 契約は、契約担当者と落札者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

2 一般競争入札において、落札者が契約締結までの間に対象業務の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにする。

(入札結果の公表)

第11条 森林整備業務における入札及び契約に係る情報の公表要領（平成25年3月22日付け森環総第2522号）に定める各規定を準用し、情報の公表を行うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めがない事項については、山梨県電子入札運用基準（平成19年1月10日付け土総第2503号）及び関係諸規程の定めるところによる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。